

職員組合交渉概要	
交渉日時	平成28年10月27日(木) 16:30～
提案概要	・平成28年度の千葉県人事委員会勧告に基づく給与改定について
労使の別	主張の要旨
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年度千葉県人事委員会勧告に基づく給与改定について。</li> <li>・国の人事院勧告と県人事委員会勧告との違う部分について説明。</li> <li>●給与改定の勧告について、扶養手当のうち、平成28年度分の子に係る扶養手当について国の勧告より500円高く、7000円と勧告。平成28年4月に遡って適用する予定。その他は、国の人事院勧告と同様の内容となっている。</li> <li>●育児休業・介護休業改正にかかる部分について、県は既に人事院の勧告内容を上回る制度を運用しており、県人事委員会勧告には明確な勧告がない。昇給・勤勉手当においての不利にならない部分の取扱いについては、県において未決定の事項であるが、原則県の取扱いにならう予定。県から通知があり次第報告事項とする。</li> </ul>
組合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職場委員会において、県の人事委員会勧告が国の人事院勧告を踏襲する内容となっている場合に限り、妥結権を執行部に一任されている。今の説明で、県人勧を遵守し、国と変わらないか、プラスとなっていることを確認した。また、介護休暇の新設に伴う不利益にならない部分の取扱いは県からの方針が示され次第、それに沿うことを確認したので、これをもって妥結としたい。</li> <li>・ちなみに、県の方針が示される時期は、いつぐらいなのか。</li> </ul>
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県の説明会では、目安を示されていないが、1月1日施行を目指して運用を考えているとのことであるため、1月1日直前に示されることを想定している。</li> </ul>
組合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・承知した。</li> </ul>